別記Ⅱ－３、別記Ⅲ－２

新潟県森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施要領

第１　趣　旨

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）、新潟県林業関係補助金交付要綱（昭和 54 年 12 月 1 日施行。以下「県要綱」という。）、及び新潟県森林整備加速化・林業再生事業実施要領（以下「県要領」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業の目的

本事業は、公共的施設等での木材利用を定着させるため、県民の多くが利用する施設の木造・木質化を支援することにより、木材利用への理解を深める場を提供し、他の公共的施設や民間住宅への利用促進を図る。

第３　事業の実施計画

１　事業の実施を希望する者（以下「事業主体」という。）は、知事が別に定める期日までに事業実施計画承認申請書（別記様式第１号）及び事業実施計画書（別記様式第２号）を、事業を所管する地域振興局長（若しくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長）（以下「局長等」という。）を経由して知事に提出する。

２　局長等は、事業実施計画の適切性について、事前点検シート（別紙様式第６号）を作成し、事業実施計画承認申請書に添付して知事に提出する。なお、局長等は必要に応じて、事業主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

３　知事は、適当と認められる事業について、基金造成の範囲内で、事業効果等による優先度の高いものについて、事業計画の承認を行う。

４　「県要綱」第４に規定する交付申請は、事業実施計画の承認を受けた範囲内で行うものとする。

第４　事業実施計画の変更

第３の３の規定により承認された事業実施計画を変更する場合で、「県要綱」別表に規定する重要な変更については、第３の規定に準じて変更の手続きを行うものとする。

第５　交付決定前着手

「県要領」第 10 に規定する補助金交付決定前着手届には、交付決定前着手事業の内容（別記様式第３号）を添付書類として届け出ること。

第６　事業の実施

１　事業着手報告

事業主体は、事業に着手したときは、事業着手報告書（別記様式第４号）に関係書類を添えて局長等を経由して知事に提出する。

２　工事完了報告

事業主体は、工事が完了したときは、工事完了報告書（別記様式第５号）に関係書類を添えて局長等を経由して知事に提出し、新潟県林業関係補助事業検査要領第３に規定する検査員の検査を受検する。

第７　施設の管理等

事業主体は、善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行うこととし、当該施設には県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置する。また、事業主体は施設利用者へ県産材利用に関するアンケートを実施し、とりまとめた結果を普及活動に活かすこと。

第８　達成状況報告

「県要領」第７に規定する目標達成状況報告には、施設のパンフレット等概要の分かるもの、施設の利用状況の分かる書類(写真等)、図面（施設配置図、平面図、立面図等）、及びその他必要な書類を添付書類として提出すること。

附　　則

この要領は、平成 21 年７月 10 日から実施し、平成 21 年度事業から適用する。

この要領は、平成 22 年４月１日から実施し、平成 22 年度事業から適用する。
この要領は、平成 25 年５月 24 日から実施し、平成 25 年度事業から適用する。
この要領は、平成 26 年５月 27 日から実施し、平成 26 年度事業から適用する。

別記様式第１号（木造公共施設等整備）

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施計画（変更）承認申請書

平成　　年度森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）を実施したいので、新潟県森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施要領第３の１の規定に基づき、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

１　事業実施計画書　　別添のとおり

別記様式第２号（木造公共施設等整備）

森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施計画書

１　事業の概要

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td>事業実施後
の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="2"></td><td>関連する
補助事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業種目
（施設種別）</td><td colspan="2"></td><td>事業の内容
（新築・改築・増築、内装、外構等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業費</td><td rowspan="2">項目</td><td rowspan="2">総事業費
（円）</td><td colspan="4">事　業　費　負　担　区　分
（工事費と内装費の併用は不可）</td></tr>
<tr><td>県補助金
（円）</td><td>その他補助金
（円）</td><td>事業主体
（円）</td><td>その他
（円）</td></tr>
<tr><td>工事費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内装費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業着手予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業完了予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

２　補助金額の算定

①②の併用は不可。

①建築工事費補助　（建築工事費の１／２以内）

補助金額（円） (A)=(B)×1/2	当該補助に係る 建築工事費（円） (B)

注）補助金額は、千円未満切り捨て。

②内装工事費補助　（内装工事費の１／２以内）

補助金額（円） (A)=(B)×1/2	当該補助に係る内装 工事費（円）(B)

注）補助金額は、千円未満切り捨て。

３　使用木材調書

［施設整備に使用する木材の品目・数量］

使用木材種別	主たる樹種	使用数量(m3)
木材		
うち国産材		
うち新潟県産材		
うち越後杉ブランド材	スギ	

※使用される製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）については、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠した「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。

4　採択要件の確認

以下の①②③いずれも満たすこと

①国産材利用量

○木造建築の場合　（事業費１億円あたり国産材使用量２９．０立方メートル以上）

当該補助に係る施設の 国産材使用量（m3）　(A)	当該補助に係る施設の 総事業費（億円）　(B)	割合(C)=　(A)/(B)
(C)≧２９．０　⇒　採　択	(C)＜２９．０　⇒　非採択	

○内装木質化の場合　（内装工事延床面積１平方メートルあたり国産材使用量０．００７立方メートル以上）

当該補助に係る施設の 国産材内装木材量（m3）　(A)	当該補助に係る施設の 内装工事延床面積（m2）　(B)	割合(C)=　(A)/(B)
(C)≧０．００７　⇒　採　択	(C)＜０．００７　⇒　非採択	

②県産材及び越後杉ブランド材使用量（ア、イの両方を満たすもの）

ア	当該補助に係る施設の 県産材使用量（m3）　(A)	当該補助に係る施設の 総木材使用量（m3）　(B)	割合(C)=　(A)/(B)
	(C)≧０．６　⇒　採　択	(C)＜０．６　⇒　非採択	
イ	当該補助に係る施設の 越後杉ブランド材使用量（m3）　(A)	(A)＞０　⇒　採　択 (A)≦０　⇒　非採択	

③費用対効果　1.0以上

費用対効果分析の計算結果	Ｂ／Ｃ　＝ （1.0未満は不採択となる）

④学校関連施設の場合の採択必須項目

文部科学省のエコスクール認定をうけているか （認定を証する書類の写しを添付すること）	有　・　無

⑤補助施設の所在市町村における木材利用方針の策定

「公共建築等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた市町村方針を策定しているか。 策定していない場合、いつ頃策定予定か。 （※交付申請時には、方針策定されていること。）	有　・　無 年　　月頃

5　採択優先度の判定

<table>
<tr><td colspan="2">［木材利用の特徴］
当該補助に係る施設の木造・木質化についての先駆性、地域におけるシンボル性など、モデルとなりうる特徴を具体的に記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">［事業指標］
次の指標について、数値及び根拠を記載すること。
①事業費あたりの施設整備にかかる県産材利用量（ｍ３／億円）

②事業実施３年後の施設利用者計画数(延べ人／年)</td></tr>
<tr><td colspan="2">［市町村方針の策定］
「公共建築等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた市町村方針を策定しているか。
策定していない場合、いつ頃策定予定か。</td></tr>
<tr><td colspan="2">［越後杉ブランド（県産材）製品の調達方法］
調達予定越後杉ブランド認証工場：</td></tr>
<tr><td>越後杉ブランド（県産材）製品を設計図書(仕様書等)に明記</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">［県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫］</td></tr>
<tr><td>①県産材使用の標識等の規格</td><td>（サイズ　　ｃｍ×　　ｃｍ、　　基数　　基）</td></tr>
<tr><td>②施設の木造・木質化の周知</td><td>●時期　　月　　●回数　　回　　●周知予定人数　延べ　　人
●周知方法
（新聞、テレビ、ラジオ、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、その他（　　））
（具体例　　）</td></tr>
<tr><td>③その他、県産材をPRする工夫</td><td></td></tr>
</table>

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠が分かる図面）、延床面積根拠計算書(内装費の場合は内装に係る延床面積の計算書)、使用木材数量計算書(総木材、国産材、県産材、越後杉ブランド材それぞれの計算書)、および申請者の組織概要がわかる資料（登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等）、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

6　課税事業者の確認

事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><th>事業主体</th><th colspan="4">予定の納税対応（納税対応の実績）</th><th>確　認
該当する欄に○</th><th>消費税等
仕入控除税額</th></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td colspan="4">1　課税売上げなし</td><td></td><td rowspan="5">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　市町村の一般会計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">3　免税事業者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">4
納税義務者</td><td colspan="3">(1)　簡易課税制度採用者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">(2)　公共法人等で特定収入割合が５％超</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(3)
一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が５％以下</td><td rowspan="3">ア　課税売上割合が９５％未満</td><td colspan="2">(ｱ)　一括比例配分方式</td><td></td><td rowspan="2">含む</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(ｲ) 個別対応方式</td><td>a　共通用</td><td></td></tr>
<tr><td>b　非課税売上げ用</td><td></td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>c　課税売上げ用</td><td></td><td rowspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　課税売上げ割合が９５％以上</td><td></td></tr>
</table>

注　1)　資本金又は出資金が１千万円以上の新設法人は、設立当初の２年間は納税義務が免除されない。

2)　「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第３（※１）に掲げる法人又はみなし法人（※２）をいう。

※１　消費税法別表第３に掲げる法人（抜粋）

財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合

※２　みなし法人

人格のない社団等のことで、法人でない社団（※３）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

※３　法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。

3)　任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

別記様式第３号（木造公共施設等整備）

交付決定前着手事業の内容

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td>事業実施後
の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="2"></td><td>関連する
補助事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業種目
（施設種別）</td><td colspan="2"></td><td>事業の内容
（新築・改築・増築、
内装、外構等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事
業
費</td><td rowspan="2">項目</td><td rowspan="2">総事業費
（円）</td><td colspan="4">事　業　費　負　担　区　分
（工事費と内装費の併用は不可）</td></tr>
<tr><td>県補助金
（円）</td><td>その他補助金
（円）</td><td>事業主体
（円）</td><td>その他
（円）</td></tr>
<tr><td>工事費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内装費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業着手予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業完了予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

添付書類：実施設計図書

※事前着手の条件

1　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

2　当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、事業実施計画の変更を行わないこと。

別記様式第４号（木造公共施設等整備）

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）着手報告書

平成　　年度森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）の下記事業に着手したので、新潟県森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施要領第６の１の規定に基づき報告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td>事業実施後
の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="2"></td><td>関連する
補助事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業種目
（施設種別）</td><td colspan="2"></td><td>事業の内容
（新築・改築・増築、内装、外構等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業費</td><td rowspan="2">項目</td><td rowspan="2">総事業費
（円）</td><td colspan="4">事　業　費　負　担　区　分
（工事費と内装費の併用は不可）</td></tr>
<tr><td>県補助金
（円）</td><td>その他補助金
（円）</td><td>事業主体
（円）</td><td>その他
（円）</td></tr>
<tr><td>工事費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内装費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業着手年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業完了予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

別記様式第５号（木造公共施設等整備）

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）工事完了報告書

平成　　年度森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）の下記事業の工事が完了したので、新潟県森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）実施要領第６の２の規定に基づき報告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td>事業実施後
の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="2"></td><td>関連する
補助事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業種目
(施設種別)</td><td colspan="2"></td><td>事業の内容
(新築・改築・増築、内装、外構等)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業費</td><td rowspan="2">項目</td><td rowspan="2">総事業費
(円)</td><td colspan="4">事　業　費　負　担　区　分
(工事費と内装費の併用は不可)</td></tr>
<tr><td>県補助金
(円)</td><td>その他補助金
(円)</td><td>事業主体
(円)</td><td>その他
(円)</td></tr>
<tr><td>工事費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内装費補助分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業着手年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完了年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

添付書類　：　精算設計図書、竣工写真、県産材のＰＲ状況を確認できる図書等(標識等の図面や写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等)

別記様式第6号

事　前　点　検　シ　ー　ト

メニュー名　：	事業種目　：	事業主体　：

項　　目	チェック欄	備考欄	考え方	規定条項等
1 事業主体の適正性				
ア 事業主体の要件を満たしているか。			この欄は「－」となることはない。	国要綱別表、国運用第4及び別表1
イ 相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われるか。			一時的な組織でなく、効果発揮のために必要な期間（少なくとも5年）は存続見込みがあるか。地方公共団体は「○」を記載。	国要綱別表、国運用第4及び別表1
2 施設用地の確保又は確保の見通しがあり、施設の耐用年数相当の継続使用の見込みがあるか。			用地確保の確認。なお、施設用地の確保が必要ない場合は、「－」を記載。	国運用第2の1の(4)のイ
3 適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。			総会等で議決されているか。借入の場合、金融機関との調整が十分か、調達計画、償還計画は適切か。	国運用第2の1の(4)のイ
4 補助対象施設を担保に供する資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く）			補助施設を担保に供する計画は不採択。ただし国の制度融資を活用する場合は、計画申請時に申告すれば可。	国運用第2の1の(4)のイ
5 自力若しくは他助成により着手した施設を本補助事業に切り替えて交付対象としていないか。				国運用第5の3
6 交付対象とする施設等は、耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。			補助金適化法に規程する木造建築物の耐用年数5年以上の施設であるか。	国運用第5の5
7 個々の施設整備については、単年度で工事が完了するような計画となっているか。			事業が複数年に及ぶことが当初から見込まれるものは不採択。	
8 事業費積算等の適正性				
ア 事業費の算出は、都道府県標準単価、歩掛等を基準として適正に行われているか。				国運用第5の1
イ 整備コスト等の低減に努めているか。			事業主体による設計・積算の段階のコスト縮減の取組の有無を確認。（競争入札制度の導入は含まない）。	国運用第5の1
ウ 附帯施設は交付対象として適正か。（目的外使用の可能性はないか）。			附帯施設に華美・過剰な設備のあるもの、整備規模が過大となっているものは補助対象外。	国運用第2の1の(4)のエ
9 施設等の規模、構造、設置場所について、目的に合致するか。過大となっていないか。			目的達成のために必要最小限の規模・構造であり、他の施設と有機的な連携、物流、利用環境等となっているか。	国運用第5の1
10 周辺の環境や景観への配慮がされているか。当該地域の土地利用計画に即しているか。				国運用第2の1の(4)のオ
11 建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。			過大な敷地の整備をしていないか。ただし、敷地整備がない場合は「－」を記載。	国運用第5の1
12 個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。			共同利用など公的な利用であるか。また整備後も補助目的に従って使用することが確実であるか。	国運用第5の4
13 採択要件			採択要件欄のうち一つでも×があれば、不採択。	県実施要領別表1
ア 当該補助に係る施設の国産材の利用量が、				
a 木造建築の場合、事業費1億円あたり、29．0m3以上となっているか。				
b 内装木質化の場合、内装工事延床面積1m2あたり、0．007m3以上となっているか。				
イ 当該補助に係る施設の総木材量の内、県産材の占める割合が6割以上となっているか。				
ウ 当該補助に係る施設の総木材の一部に越後杉ブランド材が使用されているか。				
エ 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。				国運用第2の2
オ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。				国運用第2の2
カ 学校関連施設の場合、文部科学省エコスクール認定を受けているか。証する書類の添付があるか。			学校関連施設を整備する場合のみ記入、その他の場合は「－」を記入。	国運用別表1の8
キ 当該補助施設の所在市町村において、木材利用促進法及び方針に基づく市町村方針を策定しているか。			事業主体にかかわらず記入。未策定の場合は、交付申請までに策定必要。	国運用別表1の8
14 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。			管理運営に関する規則や計画を策定している（若しくは策定予定）か。	国運用第6
15 施設等の利活用の見通し				
ア 近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。				国運用第5の7
イ 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。			対象者や時期による利用者数の増減等の実態に即した利用形態となっているか。	国運用第5の7

（注）チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「－」を記入すること。（必要に応じて名称等を記入。）